

回 覧

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

各 位

三木市立総合隣保館長

「隣保館だより」の回覧について(ご案内)

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、隣保館事業の推進につきまして格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり「隣保館だより」をお届けいたしますので、ご拝読くださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

三木市志染町吉田 8 2 3

三木市立総合隣保館

TEL 8 2 - 8 3 8 8

「隣保館だより」ホームページ（カラー版）

URL=https://www.city.miki.lg.jp/site/sougourinpokan/

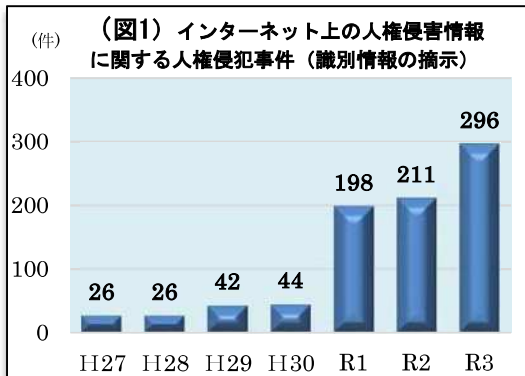


QRコード⇒

テーマ：インターネットと人権

インターネットは、私たちの生活を豊かにしてくれる便利なものです。しかし、使い方を間違えたり悪意をもって使ったりすると「凶器」にもなります。皆さんもSNSや掲示板などで、誹謗中傷やプライバシーを侵害するような書き込みを見たことがありませんか。とりわけ近年、インターネット上で特定の地域が同和地区である、またはあ

ったと指摘する情報（「識別情報の摘示」）が増加しています（図1）。インターネット上の人権侵害は、深刻な社会問題です。軽い気持ちで使うことで知らず知らずに自分の人権が侵害されたり、誰かを傷つけたりしていることがあるということに十分気をつけなければなりません。



（法務省人権擁護局『令和3年における「人権侵犯事件」の状況について』より抜粋 当課作成資料）

インターネット上の人権侵害

- 1 ネットいじめ
- 2 著名人に対する誹謗中傷
- 3 個人情報の拡散
- 4 性犯罪・児童ポルノ・リベンジポルノ
- 5 インターネットによる差別 など

ネットで相手を傷つけないために

- ◎ 誰かに対する意見や感想を投稿するときは、誹謗中傷につながる内容になっていないかどうかを十分に考えましょう。
- ◎ 自分は軽い気持ちであっても、相手を深く傷つける可能性があることを理解し、相手の立場に立ち、考えてから発信するようにしましょう。
- ◎ 本人の許可なく、他人の写真や個人情報を投稿したり、書き込みを他の場所に転載したりしないようにしましょう。
- ◎ 誰かのメッセージを見て嫌な気持ちになったとき、すぐに相手に感情をぶつけるのではなく、一呼吸して落ち着いてから、相手の意図を確認するようにしましょう。
- ◎ 他人が発信した情報を再投稿・拡散する前に、その情報が正しいかどうか、他人の不利益にならないかどうかを十分に考えましょう。

気をつけて
使おう！



©こゆり

ネット被害から自分を守るために

- SNSの使い方など、インターネット上でのやり取りについて、日ごろから家族や友人と話し合っておきましょう。
- 自分の投稿が、意図していないところへ広がる危険があることを理解し、安易に写真や個人情報が分かるような投稿をしないようにしましょう。
- 悪口や差別的な内容の投稿に対しては、コメントや拡散をしないようにしましょう。
- ネットいじめにあったときは、一人で悩まないで、信頼できる人に相談しましょう。
- インターネット上で知り合った人と会うときは、トラブルに巻き込まれるかもしれないこと、犯罪の被害に遭うかもしれないことを十分に考えましょう。
- どんなに仲良しでも、自分の裸の写真などを送らないようにしましょう。

公益財団法人人権教育啓発推進センター発行「考えようインターネットと人権<四訂版>」より引用

★次ページ「人権の小窓」は、「みんなで人権尊重のまちづくり」～隣保館に来ませんか？～ 人権推進課長 平井隆禎

人権の小窓

(260)

令和5年12月

みんなで人権尊重のまちづくり
～隣保館に来ませんか？～

三木市市民生活部 人権推進課
課長兼男女共同参画センター所長

ひらい たかよし
平井 隆禎

商業振興、財政、秘書、交通政策、債権管理担当
などを経て令和2年4月から現職。

☆ インターネット上での人権侵害

近年、SNSなどでの個人に対する悪質な誹謗中傷が原因で、自ら命を絶たれる事件が起きています。また、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する書き込みや部落差別をはじめあらゆる差別を助長する書き込みなどが見られます。

誹謗中傷の書き込みなどをする人は、匿名で気軽に行っているのかもしれませんが、それによって人が幸せに生きる権利を奪い、ときには命をも奪うことにつながりかねないということを知っていただきたいと思います。

そのような中、三木市では、インターネット上での差別の防止、差別の助長や拡散の防止、インターネット上で差別がなされているという現状を知っていただくことなどを目的に、令和元年度から「インターネット差別書き込みモニタリング事業」を実施しています。

令和4年度までの4年間で51件の差別書き込みを発見し、サイト管理者に削除するよう依頼した結果、16件の削除につながっています。発見した51件には、市民の方から情報を提供していただいた4件も含まれています。差別書き込みなどを発見された場合は個別に対応せずに隣保館までご連絡ください。

☆ そっとしておけば差別はなくなる？

2016年に市が実施した「人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査」では、「日常生活の中で、まだ同和問題が残っていると感じたことがありますか」という問いに、37.1%の方が「ある」と答えて

います。また、「同和問題がなくなる原因は何だと思いますか？」という問いに、28%の方が「差別意識をなくすための教育・啓発が不十分だから」と教育・啓発の必要性を感じています。

一方で、同じ問いに、19.8%の方が「同和問題が残っていることを教育・啓発で取り上げて広めているから」と答えています。この数字には驚きを隠せません。

同和問題について学習をするから部落差別はなくなるのでしょうか？ 答えは「NO」です。なぜなら、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する書き込みや部落差別に関する誤った情報、差別を助長する書き込みなどがある中、学ぶことによって正しい知識を得ていなければ、それらの情報を鵜呑みにしたり、差別を助長・拡散してしまったりする可能性があるからです。

そっとしておけば差別はなくなるという考えはどうでしょう？この答えも「NO」です。例えば、「そっとしておけば差別はなくなる」の「差別」に「いじめ」という言葉を入れてみてください。そっとしておけば「いじめ」はなくなりますか？いじめられている人に「そのうちいじめはなくなるからそれまで我慢しようね」と言っていることと同じことになりませんか？

このような「寝た子を起こすな」と考える人たちにこそ、人権問題を自分の事としてとらえていただく必要があると考えます。

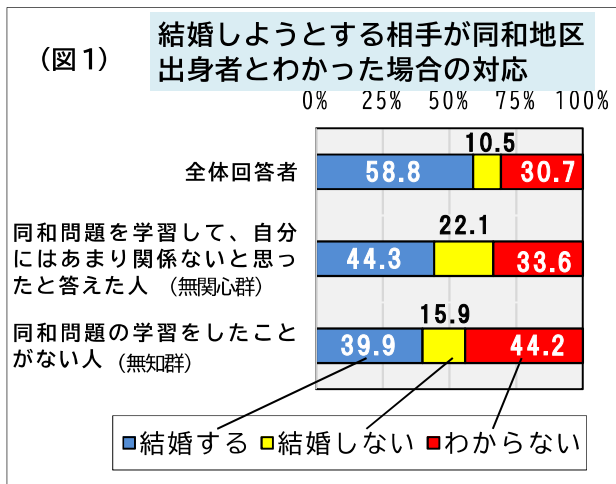
☆ 私は差別しないから関係ない？

同じ調査で「同和問題の学習について、あなたはどのような感想をもちましたか（もっていますか）」と

いう問いに、9.1%の方が「自分にはあまり関係ないと思った」と答えています。

「自分が差別をしなければ関係ない」。それでいいのでしょうか。例えば友だちがいじめられている状況に出くわしても、「自分はいじめをしないから関係ない」と言って、見て見ぬふりをするということになりませんか？ みんなでなくそうしなければ差別やいじめはなくならないですね。

同じ調査で、「同和問題を学習して自分にはあまり関係ないと思った」と答えた人（無関心群）と「同和問題を学習したことがない」と答えた人（無知群）が、「結婚しようとする相手が同和地区出身者だとわかった場合どうしますか」という問いにそれぞれどのような回答をしたか整理してみました。（図1）



「同和問題を学習して自分にはあまり関係ないと思った」と答えた人（無関心群）は、「結婚しない」と答えた人が22.1%と、全体の回答10.5%に比べて2倍以上多い結果になっています。

また、「同和問題を学習したことがない」と答えた人（無知群）は、「結婚する」の回答が39.9%と全体の回答58.8%に比べて、20%近く少なくなっています。加えて、半数近くの44.2%が「わからない」と回答しています。この「わからない」（44.2%）と「結婚しない」（15.9%）の回答を合わせた60.1%の人は、インターネットなどで誤った情報を鵜呑みにしたり、部落差別を助長・拡散したりする可能性があると言えます。

このように、同和問題に関して「無関心」な人や「無知」な人は、当事者となった場合、差別してしまう可能性

が高いという結果がハッキリと出ました。これらのことから、「部落差別が残っていることを教育・啓発で取り上げて広める」ことが今後も必要だと考えます。

☆ 正しい知識の習得

人権学習が大事だという理由はほかにもあります。

1つめの理由は、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などをめぐる人権課題が存在することに加え、近年、多様な性、ヤングケアラー、8050問題など、人権課題が多様化・複雑化しているからです。いろいろな課題をテーマにした学びの機会に参加して新しい知識を得ることが重要です。

2つめの理由は、人は経験の積み重ねや日常の暮らして自分にとっての当たり前や偏見、思い込みなどができていくからです。自分にとっての当たり前や思い込みを人に押し付けて、だれかを無意識のうちに困らせたり不快な思いをさせたりしてしまっているかもしれません。住民学習などの学びの場に参加して、自分は無意識に思い込みをしているということを知ったり、ハツと気付いたりすることが大事だと思います。

☆ 隣保館に来ませんか？

隣保館に来られたことはありますか？

隣保館では同和教育セミナーや人権フォーラム、人権について五感で学ぶフィールドワークなどさまざまな人権学習の催しを開催しています。

人権尊重のまちづくりの担い手は行政と市民の皆様です。隣保館の催しに加え、各自治会で実施されている住民学習、公民館や各地域で開催されるセミナーや研究大会などの学びの機会に積極的に参加して、みんなで誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを進めていきましょう！



| 日 | 曜 | 催し・講座など | 日 | 曜 | 催し・講座など |
|----|---|---------------------------------|----|---|---------------------------------|
| 1 | 金 | 経営・職業相談 10:00～ 人権相談（緑が丘公民館） | 16 | 土 | |
| 2 | 土 | | 17 | 日 | |
| 3 | 日 | | 18 | 月 | |
| 4 | 月 | | 19 | 火 | 経営・職業相談 10:00～ 手芸サークル 13:30～ |
| 5 | 火 | 経営・職業相談 10:00～ 手芸サークル 13:30～ | 20 | 水 | |
| 6 | 水 | 隣保館文化祭作品展示（～10日まで） | 21 | 木 | 人権相談（三木市役所）13:00～16:00 |
| 7 | 木 | 人権相談（吉川支所） | 22 | 金 | 茶道教室 9:00～ |
| 8 | 金 | 経営・職業相談 10:00～ | 23 | 土 | 茶道教室 9:00～ |
| 9 | 土 | | 24 | 日 | |
| 10 | 日 | 第40回隣保館文化祭（記念講演他） | 25 | 月 | エアロビクス 14:30～15:30 |
| 11 | 月 | | 26 | 火 | |
| 12 | 火 | 経営・職業相談 10:00～ | 27 | 水 | フラワーアレンジメント 17:00～ |
| 13 | 水 | | 28 | 木 | |
| 14 | 木 | | 29 | 金 | 休館（～1/3まで） |
| 15 | 金 | 経営・職業相談 10:00～ | 30 | 土 | |
| | | | 31 | 日 | |

「誰か」のことじゃない

人権週間 12月4日～12月10日

1948年12月10日、国際連合第3回総会において、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった画期的なものです。有名な第1条の条文を紹介します。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

採択日である12月10日は、「人権デー（Human Rights Day）」と定められ、法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、1949年から毎年全国で人権啓発活動を特に強化して行っています。

当隣保館でも、この期間に隣保館文化祭を開催するなど、人権啓発活動に力を入れています。



令和5年度 人権フォーラムを終えて

10月17日（火）、20日（金）、24日（火）総合隣保館において（20日は吉川町公民館）人権フォーラムを開催し、延べ237名が参加されました。

小・中学生の作文朗読をはじめ、さまざまな職業や立場の方に、人権についての想いや意見、体験を発表していただき、参加者とともに人権の認識を深め合う貴重な機会となりました。



フラワーアレンジメント

募集 「新春を生ける」 講師 田中真紀さん

○日時 12月27日（水）17:00～19:00

○場所 三木市立総合隣保館

○費用 5,000円

○持ち物 はさみ・花器（15cmぐらい・円形が良い）

【申し込み】隣保館 ☎82-8388 まで

人権啓発紙「隣保館だより」12月号（毎月1日発行）
令和5年12月1日発行 三木市市民生活部人権推進課編集
〒673-0501 三木市志染町吉田823
三木市立総合隣保館 TEL 82-8388 FAX 82-8658
E-mail: jinken@city.miki.lg.jp